



Global Tax Update

ドイツ

デロイト トーマツ税理士法人

2016年8月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Brexit によりドイツに実質的な本店を有する UK 法人が無限責任会社とされ得る可能性

Brexit に伴いドイツ支店を有する UK 法人の株主の責任が著しく増加する可能性がある

UK 法人がドイツに支店を有しており、ドイツにおいて実質的に本店業務を行っている場合には、Brexit により、UK 法人の株主の責任が増加するリスクがあり、関係がある会社については、今後の動向について十分留意するとともに、適時に対応できるように準備する必要があると思われる。

欧州司法裁判所(European Court of Justice: 以下「ECJ」)が15年前に行った規範となる判決により、UK 法に基づき設立された非公開有限会社(Ltd)がドイツに会社の実際上の本店となる支店(いわゆる「German Ltd.」)を設けることは、珍しいことではなくなっている。設立が迅速に行うことができ、ドイツの有限会社(GmbH)より少ない資本金で設立できるので、2008年における有限責任起業家会社(UG)の導入以前においては、特に中小会社の形態として、UK 法人のドイツ支店は普及していた。ドイツにおける UK 法人のドイツ支店の数は減少しているものの(2007年:14,000、2013年:12,000)、現在もかなりの数の UK 法人のドイツ支店は存在している。

ドイツに実質的な本店が存在する UK 法人は、現在、いくつかの法務的な不確実性に直面している。EU 加盟国により設立された外国法人に関するドイツ国

内法の規定については、EU 機能条約(the Treaty on the Functioning of the European Union (TFEU))第49条、54条による設立自由の原則、欧州司法裁判所(ECJ)によるいわゆる設立原則の根拠としての Centros 判決(ECJ 2002年11月5日 C212/97)または Überseering 判決(ECJ 2003年9月30日 C208/00)に基づき、ドイツの裁判所においても認められている(ドイツ連邦裁判所 2002年3月13日 VII ZR 270/98 参照)。これは、他の EU 加盟国で設立された法人がドイツにおいてのみ活動していても、当該会社は UK の国内法が適用されることを意味している。すなわち、これは、とりわけ、ドイツの裁判所により無条件に法人としてドイツにおいて有限責任であることが認められ、また、UK 法に基づく株主有限責任の規定が適用されることを意味している。

しかしながら、当該設立原則については、設立国に関する判決を参照しているが、外国法人についての取扱いを定める唯一の方法ではない。EU の影響がなくなれば、ドイツの裁判所は、主に、いわゆる法人居住地原則を適用する。当該原則によれば、適用される法律については、法人の設立地の法律ではなく、本店所在地の法律となり、原則的には、役員会や監査役会が開かれている場所とされることが考えられる。また、外国法人の法的性格については、当該会社の本店がドイツに所在しているのであれば、ドイ

ツ会社法によってのみ決定される。これについて、外国法人は、GmbH やその他ドイツ有限責任法人形態に適用される設立規定に基づかないで設立され、ドイツの商業登記をされていないことから、一般的には、ドイツの合名会社(OHG)、あるいは、ドイツ私法上の会社(GbR)と分類される可能性がある。両方の法形態とも、株主は会社の責任について、個人的にかつ無制限に責任を負う。

設立原則に従い、欧州司法裁判所は、他の EU 加盟国で設立された外国法人で、ドイツに実質的な本店がある場合に対しては、法人居住地原則の適用を除外していた。しかしながら、ドイツの裁判所は、EU 加盟国以外の外国法人については、法人居住地原則を適用している。Trabrennbahn 判決(2008年10月27日、II ZR 158/06)においては、ドイツ連邦裁判所は、スイスで設立された株式会社について、ドイツに本店があるので、パートナーシップとして取り扱っている。判決の中で、ドイツ連邦裁判所は、スイスは EU 加盟国ではなく、また、欧州経済領域(European Economic Area: 以下「EEA」)協定も批准していないことを指摘している。そして、スイスは、EEA 加盟国には認められている設立自由の原則について意図的に加わらない判断を示しており、当該事実はドイツ裁判所は無視することができないとしている。

仮に、Brexit 後に UK が EU 加盟国でなくなった場合、UK 法人のドイツ支店は同じような状況に直面する。ドイツ支店の債権者と株主で争いがある場合には、ドイツの裁判所は、法人居住地原則に基づき、法人の責任については、株主の個人的かつ無限責任とすることを支持する可能性がある。多くの場合においては、遡及的な影響を与えない可能性があることから、これに関して、Brexit 以前に発生した責任について適用されない可能性がある。一方で、Brexit 後に発生した責任については、有限責任でなく、無限責任となる可能性がある。

したがって、ドイツ支店の株主については、今後の当該動向について十分留意するとともに、必要に応じ、ドイツ支店から GmbH(ドイツ有限会社)、あるいはその他の有限責任会社への変更を検討すべきと思われる。なお、UK とドイツのクロスボーダー合併に関しても同様に、Brexit により影響を受ける可能性があることから、合併を検討する会社については、Brexit になる前に対応すべきと思われる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte GmbH, Japanese Services Group
Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人
東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

e mail : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。